

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

幕別町長 飯田 晴義

市町村名 (市町村コード)	幕別町 (16438)				
地域名 (地域内農業集落名)	忠類地区 (西当、日和、朝日、公親、西忠類、東宝、新生、元忠類、北進、明和、幌内、中当、古里、忠類、協徳、上当)				
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.4.17 (第1回)	R7.5.20 (第2回)	R7.11.17 (第3回)	R8.10.15 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今のところ、担い手は十分確保されているが、意向調査では、後継者が不在の65歳以上の担い手の経営面積が74ha(地区内農用地面積の2%)であることから、10年後を見据えて、後継者の確保及び地区内の担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者)による農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業の持続的な発展を図り、地域経済を進行させるためには、農地の生産性向上に不可欠な生産基盤の整備を基本として、農業従事者の高齢化や労働力不足に対応した、意欲の高い農業者の育成・確保、農作業や家畜飼養管理技術の省力化・スマート農業の推進、担い手への農用地の利用集積・集約化を進めることが必要であることから乳牛、肉牛、馬鈴薯、小麦、豆類、ゆり根をはじめとした野菜類を主体とした農業の確立に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4,909 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4,909 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
農地バンク制度を活用した、担い手への農用地の集積・集団化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者の農用地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に位置付ける農用地について農地中間管理機構を活用した権利設定を進める。その際、担い手及び土地所有者の意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
計画に基づき道営土地改良事業を着実に進めるとともに、新たな基盤整備事業の実施を検討し、農地の大区画化・汎用化等を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA、農業委員会、町農業振興公社等と連携し、農業後継者への経営移譲や第三者継承、組織経営体の構成員の世代交代などの農業経営の円滑な継承を促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
生産性の向上や労働負担の軽減を図るため、農作業受委託の取組について関係機関と連携しながら検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 幕別町鳥獣被害防止計画に基づく捕獲活動の推進及びわな等の防除対策により、農作物被害の防止を図る。
- ② 地力増進のため堆肥施用や緑肥作物栽培など土づくり支援や化学肥料及び化学合成農薬の適正施用など、環境負荷の低減に取り組む
- ③ 規模拡大や労働力不足、労働負担の軽減などに対応するため、ICTなど先端的な技術を活用したスマート農業の普及を図る。
- ⑦ 多面的機能支払交付金を活用した地域活動の推進により、地域資源の保全・管理を行う。
- ⑨ 耕種農家・畜産農家間での堆肥や麦かんの町内流通を推進する。

地域計画（忠類地区） 別添地図

